

『厚生労働大臣が定める揭示事項』

指定許可事項

当院は次の指定を受け診療を行っております。

- 保険医療機関
- 生活保護指定医療機関
- 難病指定医療機関

届出事項

当院は関東信越厚生支局長に次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

- 明細発行体制等加算
- 夜間・早朝等加算
- 一般名処方加算
- 医療情報取得加算
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 外来感染対策向上加算
- 発熱患者等対応加算
- 生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

医療情報の取得について

当院は、マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認を行う体制を有しております。当院を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています

医療DX推進について

当院では医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しております。オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行うほか、マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としております。

一般名での処方について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」をおこなう場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。